

仕 様 書

1 件 名

西岡バイアスロン競技場除草及びコース周辺補修等作業

2 目 的

N T C 競技別強化拠点である西岡バイアスロン競技場の環境を整備し、公益社団法人日本バイアスロン連盟の活動に供するとともに、バイアスロン競技者に対して効果的なトレーニング環境を提供するため、競技場の除草及びトレーニングコース周辺の補修等を委託する。

3 作業内容

- (1) 草刈機（ハンマーモア）使用してのバイアスロン会場を含むコース約 4 Kmの除草作業
- (2) 芝刈機を使用しての建物施設周辺の除草作業
- (3) コース上の樹木の伐採及び除去
- (4) ローラースキーコース（アスファルト）の凹凸補修
- (5) コース側溝の泥等除去
- (6) 廃棄物（廃材、不用品）の処分

4 業務実施期間

2 0 2 5 年 8 月 中 旬 ～ 8 月 下 旬 （ 1 週 間 程 度 ）

5 除草作業に使用する車両及び機材

- (1) 草刈機（ハンマーモア）
- (2) 芝刈機
- (3) 小型車両（除草及び廃棄物等の除去・撤去用）

6 除草作業場所

北海道札幌市豊平区西岡 5 4 6 番地 西岡バイアスロン競技場

※ 西岡バイアスロン競技場コース図【別紙 1】

7 除草作業実施要領

- (1) 受注者は図面で指定した場所の除草及び補修作業を行うものとする。
- (2) 作業は原則として午前 0 8 : 0 0 ～ 午後 1 5 : 0 0 の間に実施するものとする。
- (3) 競技場利用者のトレーニングに支障がある場合は、発注者・受注者と協議し別途定める。

8 除草・補修作業終了報告等

除草・補修作業終了後は日本バイアスロン連盟拠点管理担当者に確認を受けるものとし、確認の結果、不合格となり補正を命じられたときは、受注者の責において遅滞なく補正を行い、再検査をうけなければならない。

9 除草作業に使用する車両及び機材の管理

- (1) 受注者が準備する車両及び機材の保管場所として、真駒内駐屯地業務隊に保管場所を申請し、指定された場所に保管するものとする。
- (2) 受注者の責に帰すべき理由により、保管場所を含む発注者の財産を破損した場合は、受注者の責任・負担により現状復帰・修理を行うものとする。

10 経費の負担

業務に要する車両（燃料・修理・維持費を含む）機材及び消耗品は受注者の負担とする。

11 作業の安全管理

- (1) 受注者は、作業の安全管理を徹底するとともに、特に競技場を利用するアスリート及び日本バイアスロン連盟の保有する設備の保護について細心の注意を払うように指導すること。
- (2) バイアスロン会場内の建物及びコース内にある構築物等を損傷しないように注意をする。
- (3) 事故を起こした場合は、直ちに日本バイアスロン連盟に報告し、その指示に基づき処置する。

12 作業の変更・中止

日本バイアスロン連盟は、業務上必要がある場合、除草作業の内容変更、又は除草作業を中止させることができるものとする。

13 費用の請求

- (1) 受注者は完了報告書を日本バイアスロン連盟拠点管理担当者に提出するものとする。
- (2) 受注代金の支払いは、業務完了後支払うものとし、受注者は請求書を日本バイアスロン連盟拠点管理担当者に提出するものとする。
- (3) 発注者は適正な請求書を受理した日の属する月の翌月末までに支払いを行う。

14 その他

- (1) 受注者は、施設及び物品等を使用するにあたり、管理者の注意を持って業務を行うものとし、故意又は重大な過失により発注者及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 業務の実施に必要な受注者の雇用契約及び労働関係法令上の一切の責任は受注者が負うものとし、受注者が提供した役務について、日本バイアスロン連盟の危険負担は負わないものとする。
- (3) この契約についての一般的約定事項は、公益社団法人日本バイアスロン連盟会計処理規程を遵守するものとする。
- (4) その他本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、発注者、受注者双方協議のうえ、決定するものとする。